

## 「山下公園庭園育成業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「山下公園庭園育成業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の体系と考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 企業の実績
- (4) 現場責任者・担当技術者の実績
- (5) 工程計画と作業計画
- (6) 業務実施方針と植物育成計画
- (7) 庭園全体の修景計画
- (8) 庭園の魅力を高めるための取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の体系と考え方
  - (2) 業務実施体制
  - (3) 企業の実績
  - (4) 現場責任者・担当技術者の実績
  - (5) 工程計画と作業計画
  - (6) 業務実施方針と植物育成計画
  - (7) 庭園全体の修景計画
  - (8) 庭園の魅力を高めるための取組
- 2 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。申込者が5者以上の場合は書類選考を実施し、最大4者にヒアリングを実施する。
- 3 第1次評価として書類選考を実施し、4者を選定する。ただし、第1次評価で、評価項目のうちすべての委員が最低評価を付けた項目が1項目以上あった候補者は、第2次

評価には進めないものとする（評価項目「企業の実績」、「現場責任者・担当実績者の実績」についてはこの限りではない）。また第2次評価で同様の評価があった候補者は特定されないものとする。

- 4 第2次評価としてヒアリングを実施する。
- 5 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は、第1次評価、第2次評価とも評価委員会にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	みどり環境局公園緑地維持課担当課長
副委員長	みどり環境局環境活動事業課森づくり・緑化担当課長
委員	みどり環境局公園緑地部長
委員	みどり環境局戦略企画課担当課長
委員	みどり環境局南部公園緑地事務所担当課長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
  - 5 委員長は、評価結果をみどり環境局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
  - 6 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年10月18日から施行する。